第十一号書式を別紙第十一号書式とする。

（日本銀行国庫金取扱規程の一部改正）

第二条　日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項及び第三項を削る。

第三十一条中「第一項及び第三項」を削る。

第九十条中「は、センター支出官又は出納官吏」を「は、出納官吏」に改め、「支出官事務規程第五十四条又は」を削り、「受け、センター支出官又は出納官吏」を「受け、出納官吏」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

3　次に掲げる省令の規定中「第十条第一項」を「第十一条第二項第五号」に改める。

一　日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）第九十二条

二　日本銀行の公庫預託金取扱規程（昭和二十五年大蔵省令第三十一号）第二十一条の四

三　日本銀行特別調達資金出納取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第百号）第二条

四　支出負担行為等取扱規則（昭和二十七年大蔵省令第十八号）第二十条

五　賃権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）別表第四第六号

六　日本銀行貨幣回収準備資金出納取扱規則（昭和三十四年大蔵省令第五号）第四条

七　日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十三号）第七条第四項

告　示

○総務省告示第四百五十八号

平成二十二年国勢調査の結果による平成二十三年十月一日現在の都道府県（岩手県、宮城県及び福島県を除く。）及び市区町村（岩手県、宮城県及び福島県の市区町村を除く。）別並びに全国の確定した人口及び世帯数は、次のとおりである。

平成二十三年十月二十七日

総務大臣　川端　達夫

		人口	世帯数
01	**北海道**	**5,506,419**	**2,424,317**
	市部	4,449,360	1,989,236
	郡部	1,057,059	435,081
100	札幌市	1,913,545	885,848
101	中央区	220,189	120,741
102	北区	278,781	127,440
103	東区	255,873	118,939
104	白石区	204,259	100,444
105	豊平区	212,118	107,179
106	南区	146,341	62,776
107	西区	211,229	96,421
108	厚別区	128,492	54,099
109	手稲区	139,644	55,050
110	清田区	116,619	42,759
202	函館市	279,127	126,180
203	小樽市	131,928	57,711
204	旭川市	347,095	154,393
205	室蘭市	94,535	45,029
206	釧路市	181,169	81,015
207	帯広市	168,057	75,474
208	北見市	125,689	56,012
209	夕張市	10,922	5,558
210	岩見沢市	90,145	36,723
211	網走市	40,998	18,112
212	留萌市	24,457	11,044
213	苫小牧市	173,320	76,289
214	稚内市	39,595	17,343
215	美唄市	26,034	10,992
216	芦別市	16,628	7,526
217	江別市	123,722	51,170
218	赤平市	12,637	5,585
219	紋別市	24,750	11,390
220	士別市	21,787	9,100
221	名寄市	30,591	13,348
222	三笠市	10,221	4,776
223	根室市	29,201	11,897
224	千歳市	93,604	38,541
225	滝川市	43,170	18,947
226	砂川市	19,056	8,415
227	歌志内市	4,387	2,000
228	深川市	23,709	10,100
229	富良野市	24,259	10,074
230	登別市	51,526	21,717
231	恵庭市	69,384	27,634
233	伊達市	36,278	15,287
234	北広島市	60,353	22,991
235	石狩市	59,449	22,603
236	北斗市	48,032	18,412
300	石狩振興局	22,281	8,486
303	当別町	18,766	7,400
304	新篠津村	3,515	1,086
330	渡島総合振興局	100,648	40,887
331	松前町	8,748	3,959
332	福島町	5,114	2,194
333	知内町	5,074	2,009
334	木古内町	5,341	2,317
337	七飯町	28,463	10,891
343	鹿部町	4,767	1,675
345	森町	17,859	7,103
346	八雲町	18,896	7,892
347	長万部町	6,386	2,847
360	檜山振興局	42,058	17,927
361	江差町	9,004	3,968
362	上ノ国町	5,428	2,307
363	厚沢部町	4,409	1,868
364	乙部町	4,408	1,863
367	奥尻町	3,033	1,364
370	今金町	6,186	2,388
371	せたな町	9,590	4,169
390	後志総合振興局	101,012	44,120
391	島牧村	1,781	742
392	寿都町	3,443	1,536
393	黒松内町	3,250	1,353
394	蘭越町	5,292	2,129
395	ニセコ町	4,823	2,054
396	真狩村	2,189	867
397	留寿都村	2,034	883
398	喜茂別町	2,490	1,207
399	京極町	3,811	1,740
400	倶知安町	15,568	7,102
401	共和町	6,428	2,698
402	岩内町	14,451	6,555
403	泊村	1,883	855
404	神恵内村	1,122	473
405	積丹町	2,516	1,175
406	古平町	3,611	1,588
407	仁木町	3,800	1,493
408	余市町	21,258	9,051
409	赤井川村	1,262	619
420	空知総合振興局	79,345	30,552
423	南幌町	8,778	3,068
424	奈井江町	6,194	2,622
425	上砂川町	4,086	1,954
427	由仁町	5,896	2,258
428	長沼町	11,691	4,324
429	栗山町	13,340	5,484
430	月形町	4,859	1,511
431	浦臼町	2,206	920
432	新十津川町	7,249	2,694
433	妹背牛町	3,462	1,356
434	秩父別町	2,730	1,052
436	雨竜町	3,049	1,067
437	北竜町	2,193	805
438	沼田町	3,612	1,437
450	上川総合振興局	96,633	38,748